

令和9～13年度

長門市東深川浄化センター等包括的維持管理業務（第Ⅲ期）

要 求 水 準 書
（ 特 記 事 項 ）

長門市上下水道局

目次

第1条（一般事項第1条第2項関連）	1
第2条（一般事項第2条関連）	2
第3条（一般事項第3条関連）	8
第4条（一般事項第6条関連）	24
第5条（一般事項第7条第2項関連）	25
第6条（一般事項第10条第2項関連）	27
第7条（一般事項第11条関連）	28
第8条（一般事項第15条関連）	29
第9条（一般事項第19条第3項関連）	29
第10条（一般事項第27条第6項関連）	30
第11条（一般事項第29条関連）	31
第12条（一般事項第30条関連）	32
第13条（一般事項第31条関連）	32
第14条（一般事項第32条関連）	33
第15条（一般事項第33条関連）	33
第16条（一般事項第34条関連）	34

(一般事項第1条第2項関連)

第1条 一般事項第1条第2項の各浄化センターの想定流入水量及び想定流入水質は次に示す数値から類推するものとする。

(1) 東深川浄化センターにおける過去5年間(R3～R7)の流入水量

- ①流入水量 : 9,254 m³/日 (過去5年間の平均値)
②日最大汚水量 : 45,810 m³/日 (過去5年間の最大値)

(2) 俵山浄化センターにおける過去5年間(R3～R7)の流入水量

- ①流入水量 : 192 m³/日 (過去5年間の平均値)
②日最大汚水量 : 924 m³/日 (過去5年間の最大値)

(3) 各浄化センターにおける過去5年間(R3～R7)の流入水質

項 目	平均値 (過去5年間の年度別平均値の平均)		最大値 (過去5年間の最大値)	
	東深川	俵山	東深川	俵山
T-BOD	131mg/l	84mg/l	360mg/l	310mg/l
SS	83mg/l	33mg/l	284mg/l	108mg/l
COD	64mg/l	38mg/l	167mg/l	94mg/l
T-N	25mg/l	18mg/l	37mg/l	40mg/l
T-P	3.5mg/l	1.9mg/l	5.2mg/l	4.2mg/l

注) 上記は、場内帰還水の影響を受けた値である。

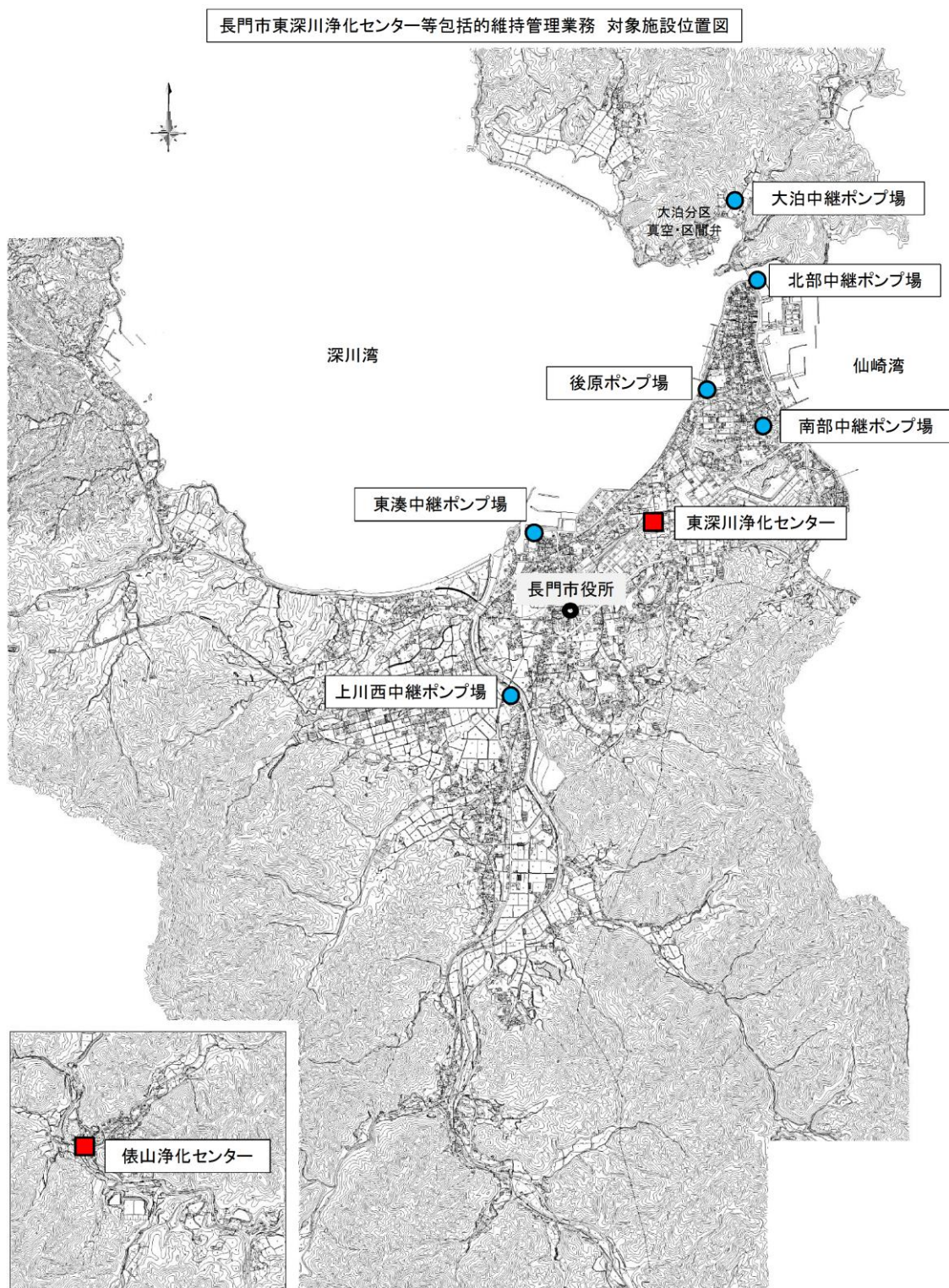
(4) 消化槽へのし尿等の投入量

- 想定投入量 : 7,032 m³/年 (過去5年間の平均値)

(一般事項第2条関連)

第2条 一般事項第2条関連の業務対象施設は以下に掲げるとおりとする。

(1) 処理場及びポンプ場位置図



処理場及びポンプ場位置図

(2) 真空弁及び区間弁位置図



真空弁及び区間弁位置図

2 対象施設の主要諸元は以下のとおりである。

(1) 東深川浄化センター

東深川浄化センター主要諸元

項目	全体計画	事業計画
計画処理面積	789.5 ha	789.5 ha
計画処理人口	13,450 人	13,950 人
処理方式	分流式（一部合流）	同左
排除方式 (1)汚水処理 (2)汚泥処理	標準活性汚泥法 濃縮 ⇒ 消化 ⇒ 脱水 機械濃縮	同左
計画汚水量 (1)日平均汚水量 (2)日最大汚水量 (3)時間最大汚水量	7,790 m ³ /日 9,860 m ³ /日 18,990 m ³ /日	7,990 m ³ /日 10,130 m ³ /日 19,390 m ³ /日
放流先	深川湾	同左

主要な施設の名称	個数	構造	能力
沈砂池	2 池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約 1,800m ³ /m ² 日
主ポンプ	2 台	槽外形水中ポンプ	φ150×3.1 m ³ /分・台
	1 台	槽外形水中ポンプ	φ300×7.8 m ³ /分・台
	1 台	立軸渦巻斜流ポンプ	φ300×9.7 m ³ /分・台
最初沈殿池	5 池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約 40m ³ /m ² 日
反応タンク	5 池	鉄筋コンクリート造	エアレーション時間 約 7 時間
送風機	3 台	ルーツ式ブロワ	φ200×35 m ³ /分・台
最終沈殿池	5 池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約 25m ³ /m ² 日
塩素混和池	1 池	鉄筋コンクリート造	接触時間 約 15 分
濃縮タンク（重力）	1 槽	鉄筋コンクリート造	固形物負荷 約 90kg/m ² ・日
機械濃縮	2 台	差速回転型スクレーパー濃縮機	処理量 10m ³ /時間
汚泥消化タンク	2 式	鉄筋コンクリート造	消化日数 約 30 日
ガスホルダー	2 基	水封式	200m ³ /基
汚泥脱水機	2 台	高効率型圧入式スクリーンプレス	φ800×194kg・Ds/時間

(2) 俵山浄化センター

俵山浄化センター主要諸元

項目	全体計画	事業計画
計画処理面積	4.4 ha	4.4 ha
計画処理人口	230 人	240 人
処理方式	分流式	同左
排除方式 (1)汚水処理 (2)汚泥処理	生物ろ過式活性汚泥法 濃縮 ⇒ 貯留 ⇒東深川浄化センターへ搬出	同左
計画汚水量 (1)日平均汚水量 (2)日最大汚水量 (3)時間最大汚水量	210 m ³ /日 480 m ³ /日 920 m ³ /日	220 m ³ /日 520 m ³ /日 960 m ³ /日
放流先	木屋川	同左

主要な施設の名称	個数	構造	能力
沈砂池	2 池	鉄筋コンクリート造	水面積負荷 約 700m ³ /m ² 日
主ポンプ	2 台	汚水水中ポンプ	φ80×0.24 m ³ /分・台
調整槽	1 槽	鉄筋コンクリート造	滞留時間 約 5 時間
予備調整槽	1 槽	鉄筋コンクリート造	滞留時間 約 2 時間
単槽式嫌気好気反応槽 (エアレーション部)	1 池	鉄筋コンクリート造	エアレーション時間 約 10 時間
単槽式嫌気好気反応槽 (沈殿部)	1 槽	鉄筋コンクリート造	沈殿時間 約 10.7 時間
塩素混和池	1 池	鉄筋コンクリート造	接触時間 約 15 分
送風設備	3 台		φ65×1.5 m ³ /分・台
濃縮タンク (重力)	1 槽	鉄筋コンクリート造	固形物負荷 約 30kg/m ² ・日
汚泥貯留槽	1 槽	鉄筋コンクリート造	貯留日数 約 2 日

(3) ポンプ場施設

ポンプ場施設主要諸元

項目	主要諸元	備考
北部中継ポンプ場 (1)排除方式 (2)計画水量 (3)ポンプ設備	分流式汚水 0.015 m ³ /秒 横軸渦巻ポンプ 1 台 横軸渦巻ポンプ 2 台	φ150×2.7m ³ /分・台 φ100×1.35m ³ /分・台
南部中継ポンプ場 (1)排除方式 (2)計画水量 (3)ポンプ設備	分流式汚水 0.008 m ³ /秒 水中汚水ポンプ 3 台	φ80×0.75m ³ /分・台
東湊中継ポンプ場 (1)排除方式 (2)計画水量 (3)ポンプ設備	分流式汚水 0.0025 m ³ /秒 水中汚水ポンプ 2 台	φ80×0.6m ³ /分・台
上川西中継ポンプ場 (1)排除方式 (2)計画水量 (3)ポンプ設備	分流式汚水 0.0058 m ³ /秒 水中汚水ポンプ 2 台	φ80×0.9m ³ /分・台
大泊中継ポンプ場 (1)排除方式 (2)計画水量 (3)ポンプ設備	分流式汚水 0.005 m ³ /秒 真空ポンプ 3 台 横軸渦巻ポンプ 2 台	φ40×1.9m ³ /分・台 φ150×1.25m ³ /分・台
後原ポンプ場 (1)排除方式 (2)計画水量 (3)ポンプ設備	合流式 汚水：0.016 m ³ /秒 雨水：2.001 m ³ /秒 汚水：水中ポンプ 2 台 水中ポンプ 1 台 雨水：立軸軸流ポンプ 1 台 立軸軸流ポンプ 2 台	φ100×1.0m ³ /分・台 φ150×2.5m ³ /分・台 φ300×10m ³ /分・台 φ600×50m ³ /分・台

(4)真空弁・区間弁

真空弁・区間弁主要諸元

記号	口径	記号	口径
真空弁 (35 か所)		J233257042	φ75×1 基
J231256005	φ75×1 基	J233257044	φ75×1 基
J231256007	φ75×1 基	J233258010	φ75×1 基
大泊真空弁	φ75×2 基	J234256007	φ75×1 基
J232256003	φ75×1 基	J234256020	φ75×1 基
J232256005	φ75×1 基	J234256021	φ75×1 基
J232256007	φ75×1 基	J234256022	φ75×1 基
J232256007	φ75×1 基	J234256023	φ75×1 基
J232256011	φ75×2 基	J234256024	φ75×1 基
J232256012	φ75×1 基	J234257006	φ75×2 基
J232256016	φ75×1 基	J234257008	φ75×1 基
J232256019	φ75×2 基	旧青海島小学校真空弁	φ75×2 基
J232256027	φ75×1 基		
J232257004	φ75×1 基	区間弁 (7 か所)	
J232257007	φ75×2 基	J232256002	φ100
J232257016	φ75×2 基	J232256013	φ100
J232257028	φ75×1 基	J232257008	φ150
J232257030	φ75×1 基	J233256023	φ150
J232257040	φ75×1 基	J233257045	φ150
J232257047	φ75×1 基	J233257048	φ150
J233256014	φ75×1 基	J234257007	φ150
J233256018	φ75×1 基		
J233256021	φ75×1 基		
J233257039	φ75×1 基		

(一般事項第3条関連)

第3条 一般事項第3条の業務内容の詳細は以下に掲げるとおりとする。

業務内容一覧

業務内容	東深川 T	俵山 T	北部 P	南部 P	東湊 P	上川西 P	大泊 P	後原 P	真空弁 等
(1)運転操作監視業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(2)保守点検業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・消防用設備等点検	○								
・フロン排出抑制法に基づく点検	○								
・第2種圧力容器定期自主点検	○							○	
・ボイラー性能検査及び自主検査	○								
・クレーン等定期自主検査	○		○	○	○				
・地下タンク等漏洩検査	○								
(3-1)水質管理業務	○	○							
・合流式下水道放流水採水業務								○	
(3-2)汚泥管理業務	○								
(4)自家用工作物補助業務	○		○	○			○		
(5)最大需要電力管理業務	○								
(6)ユーティリティ調達管理業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(7)補修修繕業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(8)その他技術業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(9)データ入力補助業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(10)緊急時の対応	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(11)事務業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(12)施設管理業務									
・清掃業務	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・除草・草刈業務	○	○		○				○	
・剪定業務	○	○		○				○	
(13)その他業務									
・脱水ケーキ搬出補助	○								
・沈砂・し渣搬出補助	○	○	○	○	○	○		○	
・し尿受入業務との調整	○								
・施設見学者への説明	○	○							
・各種アンケート調査資料作成補助	○	○	○	○	○	○	○	○	○
・発注者が行う工事への協力	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※別途黄波戸及び通浄化センターの水質分析業務を含むものとする。

2 本条第1項の消防用設備等点検は、消防法第17条の3の3に基づき以下のとおり点検を実施し、記録を保存しなければならない。

(1) 点検の種類及び期間

消防法施行規則第31条の6及び平成16年消防庁告示第9号に基づき、機器6月総合点検は1年ごとに点検を行うものとする。

(2) 消防長への報告書類作成

消防設備等について、総務省令で定めるところにより、3年に1回点検結果を消防長に報告するための書類を作成しなければならない。

(3) 点検を行うことのできる者

消防設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習であつて、消防庁官の登録を受けた法人の行うものの課程を修了し、当該登録講習機関が発行する消防設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得したことを証する書類の交付を受けているもの。

(4) 対象機器等

以下に掲げる機器等を対象とする。

消防用設備等点検対象機器（東深川浄化センター）

区分	場所	項目	数量
消火器	管理本館	粉末消火器	12
	旧管理棟	粉末消火器	3
	ボイラー棟	粉末消火器	2
	汚泥処理棟	粉末消火器	8
	新ボイラー棟	粉末消火器	6
誘導灯	管理本館	誘導灯	1
	旧管理棟	誘導灯	3
	汚泥処理棟	誘導灯	18
	新ボイラー棟	誘導灯	3
自動火災報知器	管理本館	受信器（P型1級）16/25 窓	1
		副受信器	1
		熱感知器	1 式
		煙感知器	1 式
		発信器	1 式
		予備電源・非常用電源（内臓型）	1 式
		音響装置	1 式
	汚泥処理棟	受信器（P型1級）6/10 窓	1
		熱感知器	1 式
		煙感知器	1 式
		発信器	1 式
		予備電源・非常用電源（内臓型）	1 式
		音響装置	1 式
	新ボイラー棟	受信器（P型2級）3/3 窓	1
		熱感知器	1 式
		煙感知器	1 式
		発信器	1 式
		予備電源・非常用電源（内臓型）	1 式
		音響装置	1 式

3 本条第1項のフロン排出抑制法に基づく点検内容は、同法第16条に基づき以下のとおり点検を実施し、記録を保存しなければならない。

(1) 点検内容は次のとおりとする。

簡易点検（3か月に1回以上）

- ・製品からの異音
- ・製品外観の損傷、腐食、錆、油にじみ
- ・熱交換器の霜付き

定期点検（3年に1回以上）

十分な知見を有する者（冷媒フロン類取扱技術者）による

- ・製品からの異音
- ・製品外観の損傷、腐食、錆、油にじみ
- ・熱交換器の霜付き
- ・発泡液等による漏洩確認

なお、冷媒の漏洩が確認された場合は、発注者に報告した上で漏洩箇所を特定すること。また、機器の修理、冷媒の充填・回収等についても記録し保存しなければならない。

(2) 点検記録事項は次のとおりとする。

- ・点検年月日
- ・点検方法
- ・点検箇所（機器の設置場所、型番等）
- ・点検の結果
- ・点検を実施した者の氏名
- ・入っているフロンの種類と量

(3) 対象機器

イ 定期点検の対象は以下の機器とする。

フロン排出抑制法に基づく定期点検対象機器

場所	種別	台数
東深川浄化センター 管理本管 2階電気室①	パッケージ型空気調和機	1
管理本館 2階電気室②	パッケージ型空気調和機	1
管理本管 2階中央操作室	パッケージ型空気調和機	1
管理本館 2階事務所	パッケージ型空気調和機	1
管理本館 2階受託者事務室	パッケージ型空気調和機	1
旧管理棟 2階電気室	パッケージ型空気調和機	1
汚泥処理棟 2階電気室	パッケージ型空気調和機	2

ロ 簡易点検の対象は以下の機器とする。

場所	種別	台数
東深川浄化センター 管理本館 2階電気室①	パッケージ型空気調和機	1
管理本館 2階電気室②	パッケージ型空気調和機	1
管理本館 2階中央操作室	パッケージ型空気調和機	1
管理本館 2階事務所	パッケージ型空気調和機	1
管理本館 2階受託者事務室	パッケージ型空気調和機	1
管理本館 1階水質試験室	パッケージ型空気調和機	1
旧管理棟 2階電気室	パッケージ型空気調和機	1
汚泥処理棟 2階電気室	パッケージ型空気調和機	2
汚泥処理棟 2階会議室	パッケージ型空気調和機	1
倉庫	スポットクーラー	1
旧ボイラー棟	スポットクーラー	1

4 本条第1項の第2種圧力容器定期自主検査業務は、ボイラー及び圧力容器安全規則第88条に基づいて各年度1回検査を実施し、記録を保存しなければならない。

(1) 検査内容は次のとおりとする。

- ・本体の損傷の有無
- ・ふたの締付ボルトの摩耗の有無
- ・管及び弁の損傷の有無
- ・その他安全弁の作動確認・調整を行うものとする。

(2) 検査記録事項は次のとおりとする。

- ・検査年月日
- ・検査方法
- ・検査箇所
- ・検査の結果
- ・検査を実施した者の氏名
- ・検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(3) 対象機器

以下に掲げる機器を対象とする。

場所	用途	本数
東深川浄化センター	自家用発電機起動用	2
東深川浄化センター	計装機器用	2
東深川浄化センター	給水ポンプ用	1
東深川浄化センター	2系消化槽計装機器用	2
後原ポンプ場	雨水ポンプ駆動用 DE 起動用	2
南部中継ポンプ場	計装機器用	1

5 本条第1項のボイラー性能検査及び自主検査業務は、以下のとおりとする。

(1) 登録性能機関が行う性能検査

労働安全衛生法第53条の3において準用する同法第47条第3項の規定に基づいて行うものとする。

イ 検査項目は次のとおりとする。

- ・ 本体の割れ、漏れ
- ・ 本体の腐食、摩耗
- ・ 本体のラミネーション、ブリストア又ははがれ
- ・ 本体の過熱、膨出又は変形
- ・ 燃焼装置
- ・ 自動制御装置
- ・ 安全弁、逃し弁又は逃がし管
- ・ 圧力計、水高計、温度計
- ・ 水面計、水中管等
- ・ 蒸気止め弁、吹出し装置及び手動ダンパ等
- ・ 加熱器、節炭器
- ・ その他

(2) 自主検査業務

ボイラー及び圧力容器安全規則第67条に基づいて1か月以内ごとに次の事項について自主検査し、記録を保存しなければならない。

イ 検査内容は次のとおりとする。

- ・ 本体の損傷の有無
- ・ ふたの締付ボルトの摩耗の有無
- ・ 管及び弁の損傷の有無
- ・ その他安全弁の作動確認・調整を行うものとする。

ロ 検査記録事項は次のとおりとする。

- ・ 検査年月日
- ・ 検査方法
- ・ 検査箇所
- ・ 検査の結果
- ・ 検査を実施した者の氏名
- ・ 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(3) 対象機器

以下に掲げる機器を対象とする。

ボイラー性能検査及び自主検査業務対象機器

場所	概略仕様等	数量
東深川浄化センター	種別 ; 炉筒煙管式 最高使用圧力 ; 10kg/cm ² G 常用圧力 ; 2kg/cm ² G 伝熱面積 ; 39.3m ²	1

6 本条第1項のクレーン等定期自主検査はクレーン等安全規則第34条及び第35条に基づいて以下のとおり検査を実施し、記録を保存しなければならない。

(1) 検査内容は次のとおりとする。

イ 年次検査

- ・構造部分、機械部分、電気部分の異常の有無
- ・ワイヤロープ又はつりチェーンの異常の有無
- ・つり具の異常の有無
- ・基礎の異常の有無

ロ 月次検査

- ・巻過防止装置その他の安全装置、過負荷警報装置その他の警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の有無
- ・ワイヤロープ及びつりチェーンの損傷の有無
- ・フック、クラブバケット等のつり具の損傷の有無
- ・配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラの異常の有無
- ・ケーブルクレーンにあつては、メインロープ、レールロープ（架空索）及びガイドロープを緊結している部分の異常の有無並びにウインチの据付けの状態

(2) 検査記録事項は次のとおりとする。

- ・検査年月日
- ・検査方法
- ・検査箇所
- ・検査の結果
- ・検査を実施した者の氏名
- ・検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

(3) 対象機器

以下に掲げる機器を対象とする。

クレーン等定期自主検査の必要な機器リスト

場所	定格荷重	備考
東深川浄化センター	1.0 t	ギヤドトロリ付電動チェンブロック
北部中継ポンプ場	1.0 t	ギヤドトロリ付電動チェンブロック
南部中継ポンプ場	0.5 t	ギヤドトロリ付電動チェンブロック
東湊中継ポンプ場	0.5 t	ギヤドトロリ付電動チェンブロック

- 7 本条第1項の地下タンク等漏洩検査は消防法第14条の3の2に基づく定期点検を行い、異常の有無及び同法第10条第4項に規定する技術上の基準に適合しているか否かを確認し、記録を保存しなければならない。

(1) 点検方法

漏れの点検は、危険物に接するすべての部分を行うこと。（告示第71条第1項及び第2項）

点検方法は、ガス加圧法、液体加圧法、微加圧法、微減圧法、その他の方法のいずれかにて行うこと。（告示第71条第1項及び第2項並びに第71条の2第1項）

(2) 点検周期

1年以内とする。

(3) 対象施設

対象施設は以下のとおりとする。

地下タンク等漏洩検査対象施設

場所	貯蔵品目	最大数量
東深川浄化センター	A重油	5.0 kL

- 8 本条第1項の清掃業務の内容は以下のとおりとする。

- (1) 受注者は、常にセンター等の整理・整頓及び清掃を行うとともに、東深川浄化センター管理本館の清掃を以下の要領に基づき年1回以上実施しなくてはならない。

イ 床面の水拭き

汚れの程度に応じて、きれいに洗ってモップ又は雑巾にて拭く。

ロ 床面の洗浄

- ・ 中性洗剤溶液又は特殊洗剤溶液を塗布し、ポリシャー（電動研磨機）で隅々ま

できれいにブラッシングした後、水拭きを行う。

- ・ 汚れの程度に応じて、ポリシャー又はボウズリできれいにブラッシングした後、圧力水にて洗い流し、水切りを行う。

ハ ワックス塗布仕上

床の材質に応じて適正ワックスを、モップ又は布でむらなく隅々まで塗布し、乾燥後ポリシャー又は布で磨き仕上げる。

ニ 階段の踏込及びノンスリップ清掃

除塵後、適正洗浄溶液を塗布し、パット等でこすり、汚れを取り除いた後に水拭き仕上げをする。

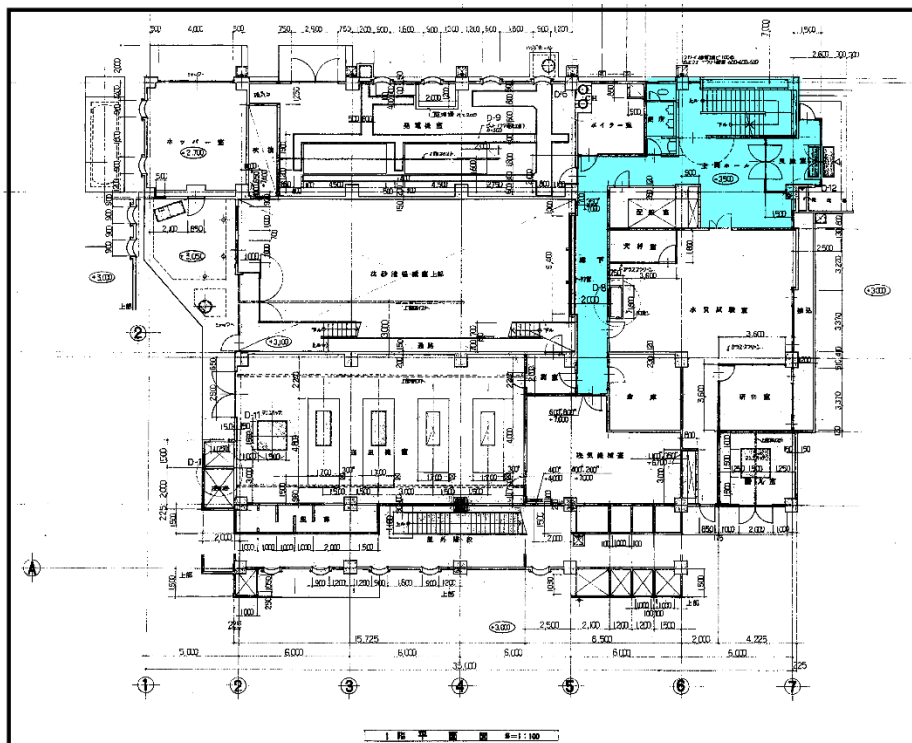
ホ 巾木の洗浄

中性洗剤溶液又は特殊洗剤溶液を塗布し、パット等でこすり、汚れを取り除いた後に水拭き仕上げをする。

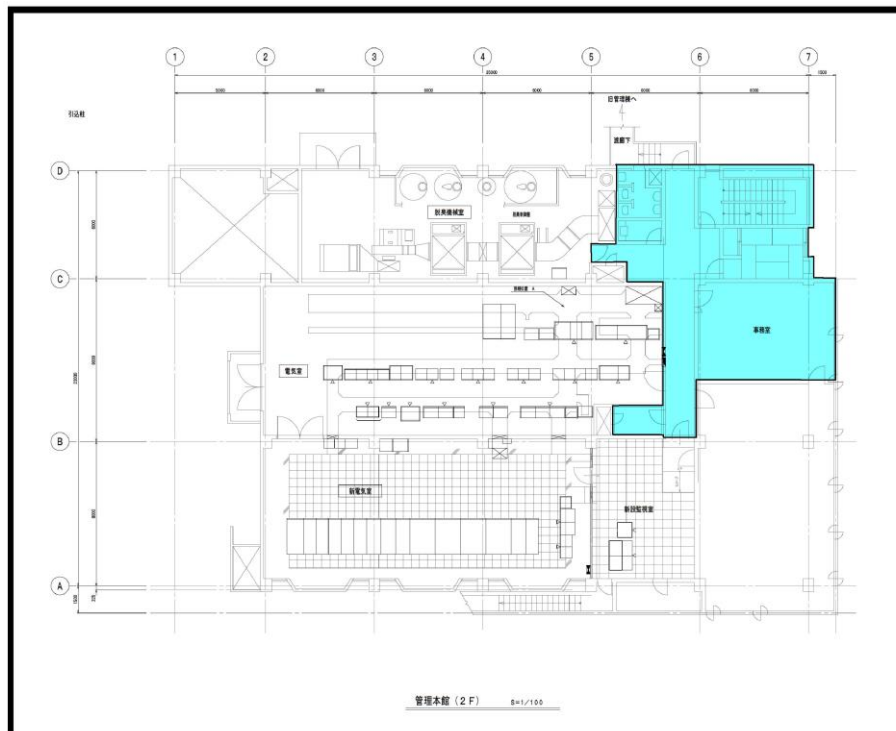
(2) 業務の実施に伴い発生した廃棄物の処理及び処理費用は、受注者の負担とする。

(3) 清掃の必要箇所は以下に示すとおりとする。

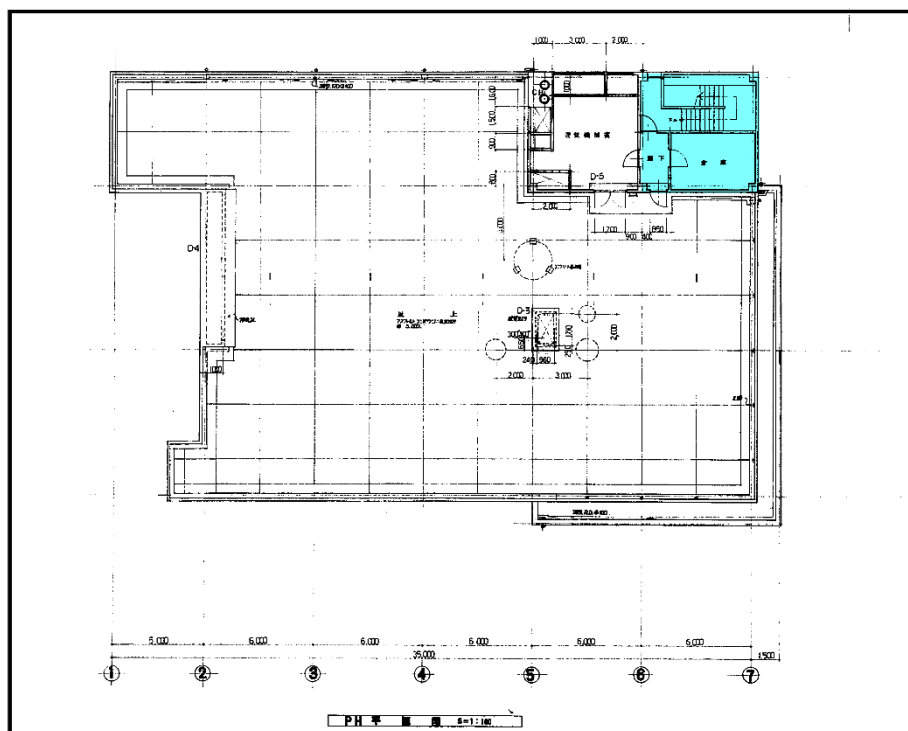
管理本館



管理本館 1F 清掃範囲図



管理本館 2F 清掃範圍圖



管理本館 PH 清掃範圍圖

 ; 清掃対象箇所を示す

9 本条1項の除草・草刈業務の内容は以下のとおりとする。

(1) 除草・草刈等（芝生地・裸地）

- イ 作業場内にある石・空き缶等の障害物は、あらかじめ取り除くこと。
- ロ 作業場内にある樹木・施設等を損傷しないよう注意し、刈り残しのないように刈り込むこと。
- ハ 縁切りは、寄せ植え・施設等にはふく茎が侵入しないようにし、寄せ植え類にあっては、樹冠の垂直投影線より10cm程度外側で垂直に切り込み、せん除すること。
- ニ 刈り取った草は、速やかに処理するとともに、ごみ等もきれいに除去すること。また、公道に突出した草木も除去すること。
- ホ 除草剤散布の時期は草刈後とし、噴霧機で除草剤を散布すること。ただし、雨水渠及び農業用水路付近について、農繁期には除草剤散布は行わないこと。
- ヘ 外周フェンスより道路等にはみ出ている箇所も草刈する。

(2) 抜根除草（寄植地）

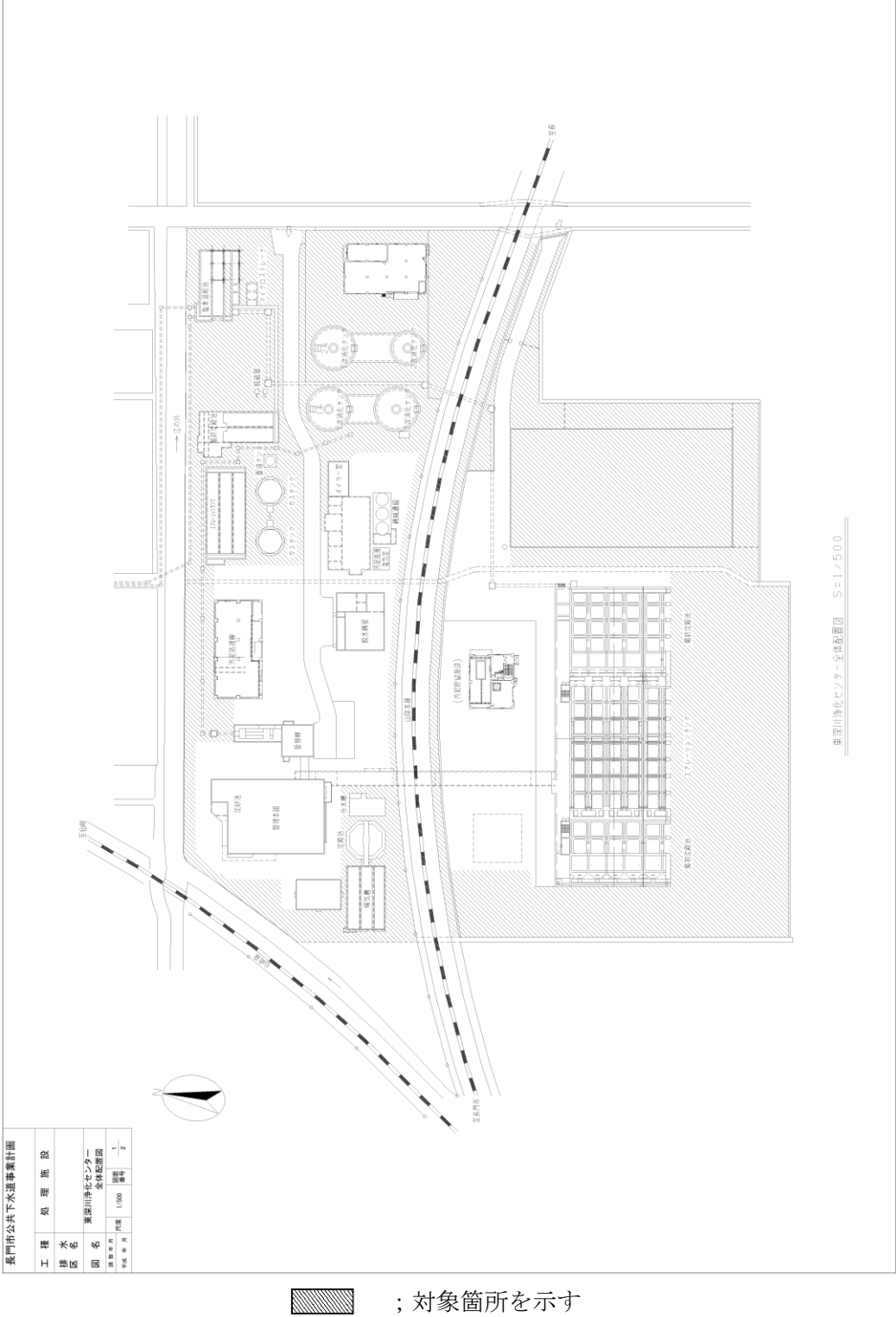
- イ 既存の樹木をいためないように、根ごと取り除き、土砂、ごみ等も入念に取り除くこと。
- ロ 抜き取り跡地は、整地すること。
- ハ 抜き取った雑草は、速やかに処分すること。

(3) 場外搬出处分

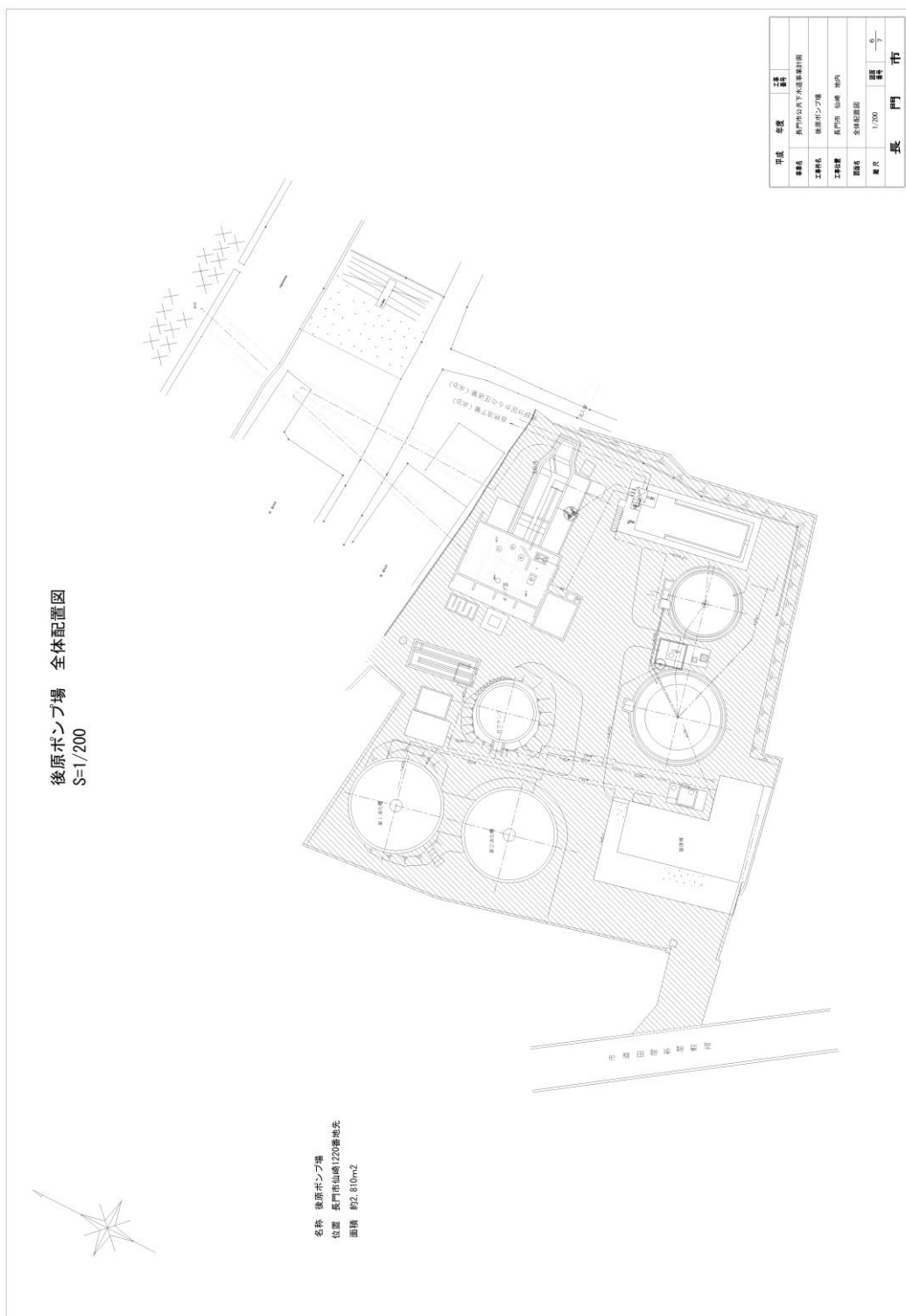
- イ 本業務で生じた廃棄物（回収した空カン、空ビン、ごみ等も含む。）の処分方法は発注者と協議の上適切に取り扱うこと。

対象箇所は次頁のとおりとする。

対象箇所（東深川浄化センター）

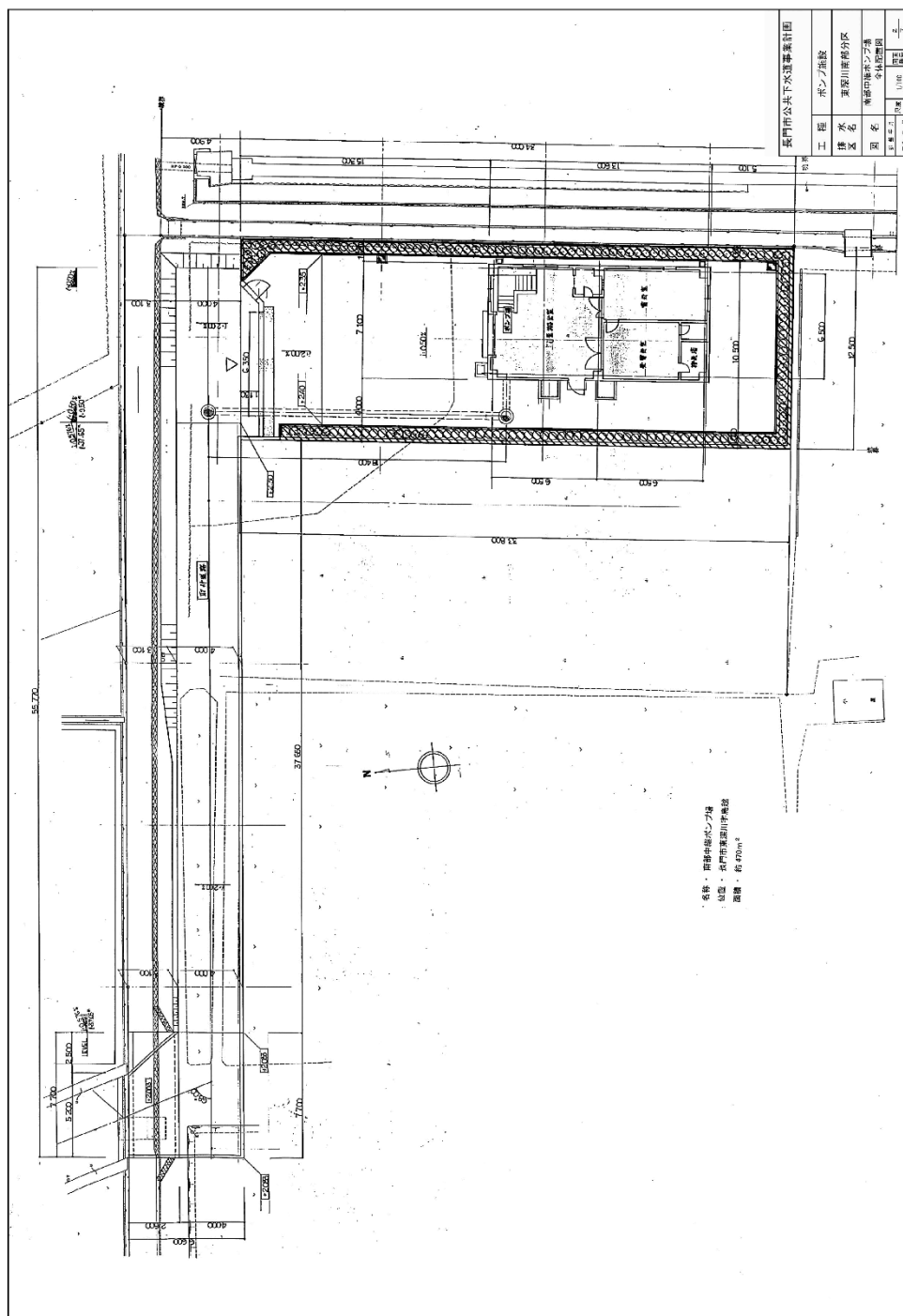


対象箇所（後原ポンプ場）



；対象箇所を示す

対象箇所（南部中継ポンプ場）



 ; 対象箇所を示す

(一般事項第6条関連)

第4条 一般事項第6条に記載の優先すべき保守点検業務は以下に掲げるとおりとする。

(1) 槽内点検

以下の槽内点検を業務委託期間中に1回以上行うものとする。またその際、槽内機器の点検を併せて実施するものとする。

- ・最初沈殿池
- ・最終沈殿池
- ・反応タンク
- ・濃縮槽
- ・汚泥貯留槽

(2) 測定試験

測定試験内容

機器名	分類	測定試験	使用機器	備考
負荷設備	電動機	絶縁抵抗測定	500V メガ	※

※主ポンプ及び送風機；1回/年

その他；1回/委託期間中

(一般事項第7条第2項関連)

第5条 一般事項第7条第2項の水質及び汚泥管理業務において本業務に反映すべき測定、分析項目は以下のとおりとする。

(1) 東深川浄化センター

東深川浄化センター測定・分析項目

種類	試料名	回数	試験項目等
水質試験	流入原水 (分水槽)	3回/週 (月・水・金)	採水時間、水温、透視度、天候、pH、COD、SS
	最初沈殿池流出水(1箇所/3池)		採水時間、水温、透視度、天候、pH、COD、SS
	最終沈殿池流出水(5池分)		pH、SS
	放流水 (滅菌前)		採水時間、水温、透視度、天候、pH、COD、SS
	放流水 (滅菌後)		採水時間、水温、透視度、天候、pH、COD、SS BOD、T-P、T-N、大腸菌数 (1回/週以上) (発注者対応)
反応タンク試験	反応タンク (5池分)	1回/脱水機 運転日	SV、MLSS、SVI、MLVSS、MLDO ※MLVSSは1回/月
	返送汚泥		RVSS
汚泥試験	脱水ケーキ	1回/脱水機 運転日	含水率

(2) 俵山浄化センター

俵山浄化センター測定・分析項目

種類	試料名	回数	試験項目等
水質試験	流入原水 (流入口・調整槽)	1回/週 (木)	採水時間、水温、透視度、天候、pH、COD、SS
	最初沈殿池流出水(1箇所)		採水時間、水温、透視度、天候、pH、COD、SS
	最終沈殿池流出水(1箇所)		pH、SS
	放流水 (滅菌後)		採水時間、水温、透視度、天候、pH、COD、SS、BOD、T-P、T-N、大腸菌数 (1回/週以上) (発注者対応)
反応タンク試験	反応タンク (1箇所)		SV、MLSS、SVI、MLVSS、MLDO ※MLVSSは1回/月

(3) 黄波戸及び通浄化センター

黄波戸及び通浄化センター測定・分析項目

種類	試料名	回数	試験項目等
水質試験	流入原水	1 回/週	採水時間、水温、透視度、天候、pH、COD、SS
	放流水 (滅菌後)		採水時間、水温、透視度、天候、pH、COD、SS BOD、T-P、T-N、大腸菌数 (1 回/週以上) (発注者対応)
反応タンク試験	反応タンク		SV、MLSS、SVI、MLVSS、MLDO ※MLVSS は 1 回/月

本業務は分析のみとし、採水については含まないものとする。

(一般事項第10条第2項関連)

第6条 一般事項第10条第2項に記載のユーティリティーの調達対象品及び品質・規格等は以下のとおりとする。ただし、品質・規格については発注者が同等以上と認めた場合はこの限りでない。

ユーティリティーの品質規格

名称	場所	品質・規格・現在使用している薬品	現搬入条件
低食次亜塩素酸ソーダ 【溶液】	東深川浄化センター	有効塩素 12%以上（納入時）	5m ³ タンクローリ搬入
次亜塩素酸ソーダ 【溶液】	俵山浄化センター	有効塩素 12%以上（納入時）	20kg/箱納入
脱臭剤	東深川浄化センター	無臭元 G048-TJ	
ボイラー清缶剤	東深川浄化センター		
高分子凝集剤 (機械濃縮用)	東深川浄化センター	アコフロック C-508UL	
高分子凝集剤 (脱水用)	東深川浄化センター	アコフロック C-508	
維持管理運転に要する消耗品、原材料、部品	全機場	以下に事例を示すが、手配にあたっては事前に発注者と協議すること。 ・脱臭用活性炭 ・燃料等 ・リレー類、盤内部品 ・チャート紙、記録紙、インク・カートリッジ ・小配管、バルブ類 ・潤滑油・グリス ・水質用品、試薬 ・補修用鋼材、木材 ・衛生用品 ・その他、容易に交換可能な部品、材料等	

薬品類の選定に当たっては必要な諸試験を行って決定することとし、試験結果及びMSDS(安全データシート)を提出すること。

- 2 脱水用高分子凝集剤の選定試験は年1回かつ、汚泥性状の変化に応じ実施するものとする。

(一般事項第 11 条関連)

第 7 条 一般事項第 11 条に記載の補修修繕は以下に掲げるとおりとする。

(1) 一般事項第 11 条第 3 項に記載の受注者自らが修理可能な軽微な補修修繕については、以下を例とする。

なお、以下に記載のない修繕項目については、発注者と受注者で協議を行った上で決定するものとする。

受注者自らが修理可能な軽微な補修修繕の例

機器名称等	補修部品及び作業内容
ポンプ・ファン・圧縮機 (ポンプ本体含む。)	V ベルト・プーリー 電動機 (5.5kW 以下) ・ベアリング (電動機に付属するもの) メカニカルシール (エンドシール部) ・グランドパッキン・ベアリング (陸上 ポンプ φ100 未満) ロータ・ステータ (モノポンプ φ150 以下) ・ダイヤフラムポンプ等 小型空気圧縮機取替 水中ポンプ取替は別途協議とする
ベルトコンベア	ローラ・スカート・スカートゴム
沈砂池・水処理施設	シュー・フライントゴム・チェーン
ダクト・ダンパー類	ヒューズ・スプリング
配管弁類	漏水補修・配管弁類の交換 (φ65 超過は別途協議とする。) 等 (電磁弁、電動弁含む。)
補修塗装	発錆箇所の補修等
盤・電気計装類	ヒューズ・ランプ・照明器具・配線類・盤内ファン 盤内器具 (スイッチ・変換器・タイマー・リレー等) バッテリー・圧力計・電流計・電圧計・記録計等 I/O カード取替
検出器	水位計・圧力スイッチ・フリクト・電極等
照明器具	付属品を含む一式
消耗品類	各種

(2) 一般事項第 11 条第 3 項及び第 4 項に記載の補修修繕の合計金額は以下のとおりとする。

年間 10,000,000 円 (消費税を含まない)

第8条 一般事項第15条に記載の貸与する事務所は下記の通りとする。

The architectural drawing is a detailed floor plan of the second floor of a management building. It features a grid system with columns numbered 1 through 7 and rows lettered A through D. Key areas include:

- Lecture Halls (講義室):** Located in the upper central part of the plan.
- Computer Labs (電算室):** Two distinct areas, one in the middle-left and another larger one at the bottom-left.
- Office (事務室):** A large rectangular area on the right side, highlighted in bright green.
- Other Rooms:** Includes a library (図書室) near the entrance, a storage room (倉庫), and several smaller offices or meeting rooms.
- Dimensions:** Horizontal dimensions at the top range from 10,000 to 15,000 units. Vertical dimensions on the left range from 10,000 to 15,000 units.

管理本館 (2 F)

S=1/100

(一般事項第19条第3項関連)

第9条 一般事項第19条第3項の基準未達日数の算出は以下のとおりとする。

発注者が実施する水質検査の結果において、基準値 2 を超過していた場合は、受注者自らが即日採水して追加検査を実施し、その検査結果が基準値 2 を満たすことが確認できるまで連日採水及び追加検査を行うものとする。追加検査を行った日までの日数を基準未達日数とする。

なお、水質検査に日数を要する項目についての基準未達日数は、基準値 2 を超過したときの採水日から追加検査で基準値 2 を満たしたときの採水日の前日までの日数とする。ただし、即日の追加検査が基準値 2 を満たした場合は、基準未達日数を 1 日とする。

追加検査の実施については、受注者の経費負担と責任のもとに環境計量証明登録事業所(濃度・水)において行い、検査結果は発注者に報告するものとする。

(一般事項第27条第6項関連)

第10条 一般事項第27条第6項の異常事態とは以下のものをいう。

(1) 長門区域に、暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、波浪又は津波の各警報の一つ以上が発表されたとき。

(2) 以下に示す流入水の異常事態が発生したとき。

イ 流入水からの異臭発生

ロ 流入水の発色、pH値の異常

ハ 流入水への以下の混入

- ・大量の油（臭気又は識別できる範囲のもの）又はオイルボール
- ・大量の強酸性又は強アルカリ性（pH計にて検出できる範囲のもの）
- ・大量の夾雑物

(3) その他の発注者が指示したとき。

なお、流入水の異常事態が発見された場合、契約書第27条各項及び一般事項第27条に定めるほか、直ちに発注者に報告し、発注者の指示により処理に影響を与えないための必要な緊急措置を行うものとする。

(一般事項第 29 条関連)

第 11 条 一般事項第 29 条の提出書類の提出期限、部数等は以下のとおりとする。

本業務に係る書類の提出期限等

書類名	提出期限	提出部数	備考
(1)着手届	着手後 10 日以内	1	
(2)業務計画書（第 2 章に記載の業務に関する計画）	着手日及び前年度末日まで	1	
(3)業務総括責任者届	着手日まで	1	
(4)副総括責任者届	着手日まで	1	
(5)水質管理主任者届	着手日まで	1	
(6)組織表（現場管理、安全管理、緊急体制、有資格者、従業員名簿）	着手日まで	1	
(7)貸与品リスト	着手日まで	各 1	機器台帳、予備品・消耗品台帳 油脂類管理台帳
(8)施設等機能確認報告書	着手日まで	1	
(9) その他業務を履行するため、発注者が必要とするもの	着手日まで	1	

(一般事項第30条関連)

第12条 一般事項第30条の提出書類の提出期限、部数等は以下のとおりとする。

当該月に係る業務計画書の提出期限等

書類名	提出期限	提出部数	備考
(1)運転業務実施計画書	前月末日まで	1	
(2)保守点検業務実施計画書	前月末日まで	1	
(3)水質及び汚泥管理業務実施計画書	前月末日まで	1	
(4)その他実施予定の業務実施計画書	前月末日まで	1	

(一般事項第31条関連)

第13条 一般事項第31条の提出書類の提出期限、部数等は以下のとおりとする。

当該月に係る業務報告書の提出期限等

書類名	提出期限	提出部数	備考
(1) 一般事項第30条の業務実施計画の実績に関する報告書 運転業務日報 保守点検業務日報 水質管理業務日報 補修修繕日報	翌月10日まで	1	
(2)当該月のセンター等施設管理状況説明書	翌月10日まで	1	
(3)運転業務月報	翌月10日まで	1	電子データ共
(4)水質及び汚泥管理月報	翌月10日まで	1	電子データ共
(5)保守点検月報	翌月10日まで	1	
(6)ユーティリティ調達月報	翌月10日まで	1	電子データ共
(7)故障等緊急対応・措置月報	翌月10日まで	1	電子データ共
(8)補修修繕進捗管理表	翌月10日まで	1	電子データ共
(9)その他実施した業務報告書	翌月10日まで	1	
(10)業務履行状況が確認できる写真	翌月10日まで	1	

※ 年度末月の提出期限は当該年度の末日まで、委託期間終了に伴う提出期限は委託期間終了日とする。

(一般事項第32条関連)

第14条 一般事項第32条の提出書類の提出期限、部数等は以下のとおりとする。

当該年度に係る業務報告書の提出期限等

書類名	提出期限	提出部数	備考
(1)当該年度に係る業務完了届	3月31日	1	
(2)当該年度のセンター等施設管理状況説明書	3月31日	1	
(3)運転業務年報	3月31日	1	電子データ共
(4)水質及び汚泥管理年報	3月31日	1	電子データ共
(5)保守点検年報	3月31日	1	電子データ共
(6)ユーティリティー調達年報	3月31日	1	電子データ共
(7)故障等緊急対応・措置年報	3月31日	1	電子データ共

(一般事項第33条関連)

第15条 一般事項第33条の提出書類の提出期限、部数等は以下のとおりとする。

委託期間終了に伴う業務報告書の提出期限等

書類名	提出期限	提出部数	備考
(1)業務完了届	委託期間終了日	1	
(2)第36条において定める施設機能確認報告書 (委託期間終了時)	委託期間終了日	1	
(3)第37条において定める業務の引継ぎ等に係る書類	委託期間終了 1か月前まで	1	

(一般事項第34条関連)

第16条 一般事項第34条の提出書類の提出期限、部数等は以下のとおりとする。

業務実施中随時提出すべき書類の提出期限等

書類名	提出期限	提出 部数	備考
(1)災害等発生報告書	その都度	1	
(2)是正計画書	その都度	1	
(3)是正報告書	その都度	1	
(4)教育訓練計画書	その都度	1	
(5)教育訓練実施報告書	その都度	1	
(6)第13条において定める機器の健全度を含む施設 情報のデータ（業務実施中）	その都度	1	
(7)第36条において定める施設機能確認報告書 （業務実施中）	その都度	1	
(8)協議書、各種依頼書、各種承諾願	その都度	1	
(9)業務提案書	その都度	1	
(10)補修修繕実施提案書	その都度	1	